

改正

昭和45年 6 月26日条例第35号
 昭和51年 3 月29日条例第 4 号
 昭和58年 3 月15日条例第 9 号
 平成 3 年12月 6 日条例第32号
 平成 6 年 3 月 5 日条例第 1 号
 平成 8 年 9 月 4 日条例第34号
 平成12年 3 月21日条例第13号
 平成17年 9 月 6 日条例第44号
 平成18年12月12日条例第52号
 平成20年 3 月21日条例第15号
 平成30年 3 月27日条例第22号
 平成30年12月20日条例第63号

岸和田市民体育館条例

(設置の目的)

第 1 条 市民の体育、スポーツ及び保健の振興を図るとともに市民生活の向上の用に供することを目的として、本市に岸和田市民体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岸和田市立中央体育館	岸和田市作才町一丁目 7 番15号

(管理)

第 3 条 体育館は、岸和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

第 4 条から第 6 条まで 削除

(使用時間及び休館日)

第 7 条 体育館の使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）においては、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 体育館の休館日は、次の各号のいずれかに該当する日とする。

(1) 毎週月曜日。ただし、月曜日が休日に当たる場合を除く。

(2) 12月29日から翌年 1 月 3 日までの日

(3) 国民の祝日に関する法律第 2 条に規定する敬老の日の前日及び前々日

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、使用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(使用の許可)

第 8 条 体育館を使用しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、体育館の用途及び目的を妨げない範囲において、体育館の設置目的以外の使用を許可することができる。

(使用の制限)

第 9 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設若しくは附属設備又は備品を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) その他教育委員会が施設の使用を制限する必要があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合にお

いて、使用者に生じた損害については、市はその責を負わない。

(1) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則に違反すると認めたとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合においては、後納することができる。

(使用料の減免及び還付)

第12条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

2 教育委員会は、使用者の申出により当該使用許可を取り消したときその他特に必要があると認められるときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、その使用の権利を譲渡し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第14条 使用者が施設若しくは附属物又は備品等を故意又は過失によって、汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(特別の設備)

第15条 使用者は、体育館の使用に際し、特別の設備を設け、又は備え付け以外の器具、備品等を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、特別の設備を設置させることができる。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに使用機械器具を所定の場所に返納し、使用場所を原状に復さなければならない。

2 第10条の規定により使用の許可を取り消されたときもまた同様とする。

3 前項の規定による原状復帰に要する費用は、使用者の負担とする。

(指定管理者による管理)

第17条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第7条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、体育館の使用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(指定管理者の行う業務)

第18条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、法令により特別の定めがあるときは、この限りでない。

(1) 体育館の利用に関する業務

(2) 体育館の利用の料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

(3) 利用料金の減免及び還付に関する業務

(4) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 体育館で実施する事業の運営に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が前項第1号の業務を行う場合においては、第8条第1項、第9条、第10条及び第15条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。

3 指定管理者が第1項第3号の業務を行う場合においては、第12条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」として同条の規定を適用する。

(利用料金)

第19条 第17条第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第11条の規定にかかわらず、使用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合においては、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合もまた同様とする。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに利用料金の額を告示するものとする。

(その他)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和45年6月26日条例第35号）

この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日条例第4号抄）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月15日条例第9号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料については、改正後の岸和田市民体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月6日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月4日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の岸和田市民体育館条例別表の規定は、平成9年4月1日以後の体育館の使用に係る使用料について適用し、同日前の体育館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月21日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月6日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月12日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の岸和田市民体育館条例別表第1項の規定は、平成20年7月1日以後の岸和田市民体育館の使用に係る使用料について適用し、同日前の岸和田市民体育館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月27日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第1条の規定による改正後の岸和田市民体育館条例第17条第1項の規定による指定及び第2条の規定による改正後の岸和田市立運動広場等の設置又は管理に関する条例第14条第1項の規定による指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成30年12月20日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

1 専用使用料

区分	9：00～18：00	18：00～21：00
----	------------	-------------

中央 体育館	大ジ ム	全面	1 時間	1,800円	2,400円
		1 2面	1 時間	900円	1,200円
	小ジム		1 時間	600円	800円

備考

- 1 アマチュアの体育、スポーツ及び保健に使用する場合の使用料は、次に定めるところによる。
 - (1) 入場料又は有料会員券等（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合は、この表に規定する額とする。
 - (2) 入場料等を徴収する場合は、この表に規定する額に 2 を乗じて得た額とする。
- 2 アマチュアの体育、スポーツ及び保健以外に使用する場合の使用料は、次に定めるところによる。
 - (1) 入場料等を徴収しない場合は、この表に規定する額に 4 を乗じて得た額とする。
 - (2) 入場料等を徴収する場合は、この表に規定する額に 8 を乗じて得た額とする。
- 3 事業の準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、備考 1 第 1 号にあってはこの表に規定する額とし、備考 1 第 2 号又は備考 2 にあっては備考 1 第 2 号又は備考 2 に規定する額の 2 分の 1 の額とする。
- 4 この表に規定する時間帯以外の時間帯において、特に事業の準備又は後片付けのための使用が認められた場合の使用料は、備考 3 の規定を適用せず、使用する時間帯に隣接する時間帯の区分により、備考 1 又は備考 2 に規定する額を徴収する。

2 個人使用料

使用区分	一般	中学生以下
1 人 1 回（1 時間以内）につき	100円	50円

3 教育委員会が行うスポーツ・健康教室その他の講座の受講に係る使用料

区分	使用料
中学生以下の者のみを対象とした講座	講座を受講する者 1 人につき講座の開催計画日数に150円を乗じて得た額
上記以外の講座	講座を受講する者 1 人につき講座の開催計画日数に300円を乗じて得た額

4 設備使用料

品名	単位	金額
放送設備（マイクを含む。）	一式 3 時間につき	500円